

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和2年12月11日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000218号  
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第2000002号

## 第1 結論

昭和32年2月1日から昭和37年11月25日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年2月1日から昭和37年11月25日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間について脱退手当金支給済期間と記録されているが、脱退手当金を請求したこともないし、誰かに手続を委任したこともない上、脱退手当金を受け取ったこともない。

調査の上、請求期間を年金給付に反映する被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

日本年金機構が保管する請求者に係る「脱退手当金裁定請求書」及び「脱退手当金支給決定ならびに支払伺」によると、請求者は、昭和40年\*月\*日付けで当該裁定請求書を提出し、同年\*月\*日に脱退手当金を受給したとされている。

しかしながら、請求者の脱退手当金は、請求者が最後に勤務したA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和37年11月25日から3年以上経過した昭和40年\*月\*日に支給されたことになっている上、同事業所に係る厚生年金保険被保険者20人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、同事業所を最終事業所とする受給者は請求者のみであることを踏まえると、事業主が請求者の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、「脱退手当金裁定請求書」には、i) 請求者が提出した母子手帳には当時の請求者の居住地としてB市が記載されていることが確認できること、「住所」欄には、請求者が上記A社の前に勤務していた事業所であるC市のD社の所在地が記載されていること、ii) 請求者は昭和37年5月\*日に婚姻し姓が変わっているにもかかわらず、「氏名」欄は旧姓で記載されていること(後に婚姻後の姓に訂正)、iii) A社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失したのは昭和37年11月25日であるが、「最後にこの保険をやめた日」欄には「昭和39年8月頃」と記載されていること、など記載内容に不自然な点が多数見受けられる。

さらに、上記裁定請求書の提出日として記載されている昭和40年\*月\*日は、請求者が第

一子を出産した日と同日であることから、請求者自身が当該裁定請求書を提出することは困難であったと推認され、前述の裁定請求書の不自然な記載内容と考え合わせると、請求者が自らの意思に基づいて脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、「脱退手当金支給決定ならびに支払伺」の「領収書の住所」欄において、上記 i) と同様に C 市の D 社の所在地が記載されており、請求者が脱退手当金を受領したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給したと認められない。